

大浜体育館建替整備運営事業

入札説明書

【変更版：平成29年9月8日】

平成29年5月19日

堺 市

目 次

1. 入札説明書の定義	1
2. 事業概要	2
2.1. 事業名称	2
2.2. 公共施設等の管理者の名称	2
2.3. 事業目的	2
2.4. 事業内容	2
2.5. 事業スケジュール（予定）	6
3. PFI 事業者の募集及び選定に関する事項	7
3.1. PFI 事業者の募集及び選定	7
3.2. PFI 事業者の募集及び選定のスケジュール	7
3.3. 応募者の備えるべき入札参加資格要件	8
3.4. 入札手続き等	14
3.5. 落札者の決定方法等	20
3.6. PFI 事業者との契約手続等	21
4. 特定事業の実施に関する事項	22
4.1. PFI 事業者の権利義務に関する事項	22
4.2. リスク分担の基本的な考え方	23
4.3. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
4.4. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
4.5. 市による事業の実施状況のモニタリング	24
4.6. 議会の議決	24
4.7. 問合せ先	24

1. 入札説明書の定義

堺市（以下「市」という。）は、「大浜体育館建替整備運営事業」（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施するため、平成 29 年 1 月 4 日に公表した「大浜体育館建替整備運営事業実施方針」（以下「実施方針」という。）及び実施方針への質問・意見を踏まえ、本事業を PFI 法第 7 条の規定により実施することが適切であると認め、平成 29 年 3 月 30 日に本事業を「特定事業」として選定し公表した。

この「大浜体育館建替整備運営事業入札説明書」（以下「入札説明書」という。）は、市が本事業を実施する民間事業者を、総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、公表するものである。

応募者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類（以下「入札書類」という。）を提出するものとする。なお、入札説明書に併せて交付する次の別添資料も入札説明書と一体の資料（以下「入札説明書等」という。）とする。

- 別添資料 1 大浜体育館建替整備運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- 別添資料 2 大浜体育館建替整備運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）
- 別添資料 3 大浜体育館建替整備運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- 別添資料 4 大浜体育館建替整備運営事業自主提案施設事業協定書（案）（以下「自主提案施設事業協定書（案）」という。）
- 別添資料 5 大浜体育館建替整備運営事業事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）
- 別添資料 6 大浜体育館建替整備運営事業様式集（以下「様式集」という。）

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとする。

入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に対する質問・回答によるので、応募者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続を行うこと。

2. 事業概要

2.1. 事業名称

大浜体育館建替整備運営事業

2.2. 公共施設等の管理者の名称

堺市長 竹山 修身

2.3. 事業目的

大浜体育館は、昭和46年に、「市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資すること」を目的に、市が初めて建設した体育館であるが、施設の老朽化などにより、利用ニーズに応えることが次第に困難になってきている。

一方で、大浜体育館は、武道場としての設えを整えた柔道場と剣道場を有しているのが特長であることから、長らく武道振興の拠点となっている中、平成24年度から武道が中学校の体育で必修科目にされるなど、武道振興の機運が高まってきている。

こうした現状を踏まえ、武道館の設置を視野に、大浜体育館の建替えに向けた調査・検討を行い、平成26年11月に「大浜体育館建替（武道館併設）整備基本構想」、平成28年6月に「大浜体育館建替（武道館併設）整備基本計画」を策定した。

本事業は、これらの基本構想及び基本計画に基づき、第2次堺市スポーツ推進計画に定める「スポーツタウン・堺」を実現するため、市民が安全で快適にスポーツに親しめる体育館として建替えるとともに、市の武道振興の拠点となる武道館を併設整備することで、市民ニーズに応じたスポーツ環境を提供することを目的とする。

2.4. 事業内容

(1) 事業対象

本事業では、新設する大浜体育館（以下「新体育館」という。）の設計・建設・工事監理・維持管理・運営と合わせて、大浜公園野球場、大浜公園テニスコート、大浜公園相撲場、三宝公園野球場、浅香山公園野球場並びに土居川公園テニスコート（以下「既存施設」という。）の維持管理・運営を一体的に行うものとし、これらの業務を統括管理する。

なお、現体育館の維持管理・運営及び解体、大浜公園駐車場の維持管理・運営、新市民広場の設計・建設・工事監理・維持管理・運営は、本事業とは別に市が施行するものとする。

※現体育館の解体（H32設計、H33.4～H34.6施工予定）

※新市民広場の設計・建設（H33設計、H34.7～H35.3施工予定）

図表 1 本事業の業務範囲

対象施設		業務範囲					維持管理 運営期間	
		統括 管理	設計	建設	工事 監理	維持 管理		運営
新体育館		○	○	○	○	○	○	引渡予定日（平成 33 年 1 月末予定）～平成 48 年 3 月
既存施設	大浜公園野球場	○				○	○	平成 33 年 4 月～平成 48 年 3 月
	大浜公園テニスコート	○				○	○	
	大浜公園相撲場	○				○	○	
	三宝公園野球場	○				○	○	
	浅香山公園野球場	○				○	○	
	土居川公園テニスコート	○				○	○	

(2) 事業方式

a 新体育館

PFI 法に基づく特定事業を実施する民間事業者（以下「PFI 事業者」という。）が、新体育館の設計業務、建設業務及び工事監理業務を行った後、市に新体育館の所有権を移転し、事業期間を通じて、PFI 事業者が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）として維持管理業務及び運営業務を行う BT0（Build-Transfer-Operate）方式とする。

b 既存施設

PFI 事業者が、平成 33 年 3 月までに業務引継を受け、事業期間を通じて指定管理者として維持管理業務及び運営業務を行う O（Operate）方式とする。

c 自主提案施設

PFI 事業者又は自主提案施設事業者は、要求水準書に定める必須提案施設に示す諸室等を備えた上で、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の設置許可を受けて、大浜公園の敷地内に独立採算により設計・建設・維持管理・運営を行う施設（以下「自主提案施設」という。）を設けることができる。以下、自主提案施設を設置する事業者（PFI 事業者又は自主提案施設事業者）を総称して、「自主提案施設事業者」という。

なお、自主提案施設の設計・建設・維持管理・運営は、PFI 法に基づく特定事業の対象外とする。

(3) 事業期間

新体育館の設計・建設期間を含み、事業契約の締結から事業終了までを事業期間と定義し、事業契約の締結日から平成 48 年 3 月末日までの約 18 年間とする。

a 新体育館

設計・建設期間は、事業契約の締結から平成 33 年 3 月末日までの約 3 年間とする。

維持管理・運営期間は、引渡予定日から平成 48 年 3 月末日までの約 15 年間とする。

b 既存施設

既存施設の維持管理・運営期間は、平成 33 年 4 月 1 日から平成 48 年 3 月末日までの 15 年間とする。

c 自主提案施設

自主提案施設の供用開始時期は、原則として新体育館の供用開始日と同時期とし、自主提案施設事業期間は、堺市公園条例（昭和 35 年条例第 18 号。以下「公園条例」という。）第 10 条に基づき、設置許可を受けた日から 5 年間とし、当初 5 年間の事業継続を義務とする。

ただし、より長期の事業継続を妨げるものではないため、5 年間を超える提案を認めるものとする。自主提案施設事業者は、自主提案施設事業期間を延長する場合、自主提案施設事業期間の満了日の 4 か月前までに、市に対して、自主提案施設事業期間の延長及び当該時点で適用のある都市公園法、公園条例その他の規定に従って設置許可の更新を申し入れることとする。かかる申し入れを市が承認した場合、設置許可の更新を行うものとする。なお、提案の最長期間は、平成 48 年 3 月末日までとする。

(4) 特定事業の業務範囲

PFI 事業者が実施する業務範囲は、次のとおりである。

a 共通

(a) 統括管理業務

- i 統括マネジメント業務
- ii 総務・経理業務
- iii 事業評価業務

b 設計・建設段階

(a) 設計業務

- i 事前調査業務
- ii 各種関係機関等との調整業務
- iii 設計業務及びその関連業務
- iv 国庫交付金等申請補助業務

(b) 建設業務

- i 建設業務及びその関連業務
- ii 器具備品設置業務

(c) 工事監理業務

c 維持管理・運営段階

(a) 維持管理業務

- i 建築物保守管理業務

- ii 建築設備保守管理業務
- iii 修繕業務
- iv 清掃業務
- v 環境衛生管理業務
- vi 警備業務
- vii 植栽維持管理業務
- viii 外構管理業務

(b) 運營業務

- i 開館式典等実施業務
- ii 利用申込受付業務
- iii 広報・誘致業務
- iv 来場者案内及び情報提供業務
- v 器具備品の管理業務
- vi 安全管理・防災・緊急時対応業務
- vii 行政等への協力・調整業務
- viii 事業期間終了時の引継ぎ業務

(5) PFI 事業者の収入

本事業における PFI 事業者の収入は、次のとおり予定している。

(a) 設計・建設・工事監理の対価

市は、新体育館の設計業務、建設業務及び工事監理業務の対価について、平成 31 年度分及び平成 32 年度分の 2 回に分けて、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき市と PFI 事業者の間で締結する事業契約（以下「事業契約」という。）に定める額を PFI 事業者に支払う。

(b) 維持管理（既存施設の修繕業務を除く）及び運營業務に係る対価

市は、新体育館及び既存施設の維持管理・運營業務の対価について、市への新体育館の所有権移転後並びに既存施設の維持管理・運營業務の開始後、事業期間終了までの間、事業契約に定める額を PFI 事業者に支払う。

(c) 既存施設の修繕業務に係る対価

市は、既存施設の修繕業務の対価について、既存施設の維持管理・運營業務の開始後、事業期間終了までの間、事業契約に定める額を PFI 事業者に支払う。

ただし、PFI 事業者は、毎事業年度終了後、当該事業年度において実施した修繕にかかる経費の総額を市に報告し、既存施設の修繕業務に係る対価の残余额を精算するものとする。

(d) 運営収入

PFI 事業者は、地方自治法第 244 の 2 第 8 項に基づき、新体育館及び既存施設の利用料金収入を自らの収入として収受することができる。

特に、新体育館については、PFI 事業者が強みを活かせる施設設計とするなど創意工夫し、利用料金収入が高まる運営が行われることを期待する。

また、PFI 事業者は、①PFI 事業者が自ら企画提案して実施する事業（自主事業①）と、②市が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について PFI 事業者が企画提案を求めて実施させる事業（自主事業②）を自主事業として実施することができ、その収入を得ることができる。自主事業の利益の一部は、施設利用者のサービス向上に資するとともに、事業契約書に基づき、自主事業①から得られる収入の 5%を毎年度市に納付する。

(6) 自主提案施設事業者の収入

自主提案施設事業者は、自らの提案により、都市公園本来の効用を発揮する施設や、公園利用者の便益に寄与する自主提案施設を設置することができる。自主提案施設から得られる収入は、自主提案施設事業者の収入とする。

2.5. 事業スケジュール（予定）

本事業の事業スケジュール（予定）は、次のとおりである。

(1) 共通

内 容	日 程
基本協定の締結	平成 29 年 12 月
事業契約の仮契約の締結	平成 30 年 1 月
事業契約にかかる議案の提案（本契約の締結）	平成 30 年 2 月
指定管理者の指定にかかる議案の提案	平成 30 年 2 月
堺市立体育館条例等の改正議案の提案	平成 30 年 2 月

(2) 新体育館

内 容	日 程
指定管理者の指定にかかる議案の提案	平成 30 年 2 月（予定）
設計・建設期間・開館準備期間	平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月
利用申込受付業務等準備期間	平成 32 年 4 月（提案による） ～平成 33 年 3 月
引渡予定日	平成 33 年 1 月末日まで（提案による）
供用開始	平成 33 年 4 月
維持管理・運営期間	引渡予定日～平成 48 年 3 月
事業終了	平成 48 年 3 月末日

(3) 既存施設

内 容	日 程
指定管理者の指定にかかる議案の提案	平成 30 年 2 月（予定）
現指定管理者からの業務引き継ぎ期間	平成 32 年 10 月～平成 33 年 3 月 （期間については提案も可能）
維持管理・運営期間	平成 33 年 4 月～平成 48 年 3 月
事業終了	平成 48 年 3 月末日

(4) 自主提案施設

内 容	日 程
自主提案施設事業協定の締結	本契約の締結後速やかに
設計・建設期間・開館準備期間	提案による
維持管理・運営期間	提案による
事業終了	提案による

3. PFI 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. PFI 事業者の募集及び選定

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定に当たっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮したうえで、本事業に係る対価及び計画内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）を採用する。

なお、本事業は、WTO 政府調達協定（平成 6 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、及び平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

3.2. PFI 事業者の募集及び選定のスケジュール

PFI 事業者の募集及び選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

図表 2 PFI 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

日 程	内 容
平成 29 年 5 月 19 日	入札公告（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、自主提案施設事業協定書(案)、事業契約書(案)（以下「入札説明書等」という。）の公表）
平成 29 年 5 月 29 日～ 平成 29 年 5 月 31 日	入札説明書等に関する質問の受付（第一次）
平成 29 年 6 月 16 日	入札説明書等に関する質問への回答公表（第一次）

日 程	内 容
平成 29 年 6 月 21 日～ 平成 29 年 6 月 23 日	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付
平成 29 年 6 月 30 日	入札参加資格確認結果の通知
平成 29 年 7 月 5 日～ 平成 29 年 7 月 7 日	入札説明書等に関する個別対話の申込の受付
平成 29 年 7 月 14 日	個別対話の実施
平成 29 年 8 月 4 日	個別対話結果の公表
平成 29 年 8 月 16 日～ 平成 29 年 8 月 22 日	入札説明書等に関する質問の受付（第二次）
平成 29 年 9 月 8 日	入札説明書等に関する質問への回答公表（第二次）
平成 29 年 10 月 20 日	入札及び提案書の受付
平成 29 年 11 月中旬	応募グループプレゼンテーション
平成 29 年 12 月上旬	落札者の決定及び公表
平成 29 年 12 月中旬	落札者との基本協定の締結
平成 30 年 1 月下旬	PFI 事業者との事業契約の仮契約の締結
平成 30 年 3 月下旬	PFI 事業者との事業契約の本契約の締結

3.3. 応募者の備えるべき入札参加資格要件

3.3.1. 応募者の構成等

a 本事業は多種多様な業務で構成される事業であることに鑑み、PFI 事業者には複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）での応募を求めるものとする。

b 応募グループは、本事業にかかる設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）、建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業等（社団・財団法人等※を含む。以下同じ。）により構成されるグループとする。なお、自主提案施設を提案する場合、応募グループに自主提案施設事業者を含めるものとし、入札参加資格確認の申請時に自主提案施設事業者を明らかにすること（PFI 事業者を自主提案施設事業者とする場合は、その旨を明らかにすること。）。

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）に定める法人

c 応募グループのうち、PFI 事業者に出資を予定している者で、PFI 事業者から直接、本事業にかかる業務を請け負うことを予定している者を「構成員」、PFI 事業者に出資を予

定していない者で、PFI 事業者から直接、本事業にかかる業務を請け負うことを予定している者を「協力会社」とし、入札参加資格確認の申請時に構成員又は協力会社のいずれの立場であるかを明らかにすること。

d 応募グループ以外で、PFI 事業者に出資を予定している者がいる場合には、提案時にその出資予定者を明らかにすること。

e 構成員の中から代表企業を定め、代表企業が入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。

f 応募グループの構成員及び協力会社並びにその子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）は、他の応募グループの構成員、協力会社又は自主提案施設事業者になることはできない。

3.3.2. 応募グループの入札参加資格要件

応募グループの構成員、協力会社及び自主提案施設事業者は、次の入札参加資格要件を満たすものとする。

(1) 構成員、協力会社及び自主提案施設事業者に求める資格要件

a 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない者であること。

b 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、市から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過していない者でないこと。

c 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）による入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者であること。

d 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定。以下「排除要綱」という。）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者でないこと。また、排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係るものでないこと。

e 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する

更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者(同法第199条に規定する更生計画認可の決定(旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。)を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

f 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社三菱総合研究所、株式会社三菱総合研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社安井建築設計事務所、一般社団法人日本ベンチマーキングサービス及び渥美坂井法律事務所弁護士法人、並びにこれらの子会社又は親会社でない者であること。

g 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること(これらの届出に係る義務を有する場合に限る。)

h 法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに市が課税する市税を滞納していない者であること。

i 組合や協会等の各種団体については、その構成員が本事業に申請を行っていないこと。

j 構成員及び協力会社については、PFI法第9条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2)各業務に当たる者の資格要件

応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務にあたる設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業は、各々、次の資格要件を満たすものとする。

なお、各業務に当たる者の資格要件を満たす者が、資格要件を満たす複数の業務に当たることは認めるものとする。

ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者、又は資本面若しくは人事面で関連のある者※が兼ねてはならない。

また、設計企業、建設企業、工事監理企業については、市の入札参加有資格者一覧に登録されていない場合、入札参加資格審査追加申請、又は特定調達契約にかかる入札参加資格登録審査申請を行うこと。

※「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

a 設計企業

設計企業については、次の(a)から(c)までのすべての要件を満たさなければならない。

なお、複数の企業で設計業務にあたる場合、(c)の要件については、そのうち1者が満たせば良いものとする。

(a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(b) 平成27、28及び29年度、堺市建設工事・測量・建設コンサルタント入札参加資格（以下「本市入札参加資格」という。）又は本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事等入札参加資格のいずれかの資格を有する者で、建築設計業務を希望業種にしていること。

(c) 平成14年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書の申請までの間に終了した設計業務（業務を完遂したものに限り。）で、1,500㎡以上の無柱空間を有する屋内スポーツ施設の実施設設計の元請の実績（新築又は改築に限り。）を有する者であること。なお、当該実績が他社と共同で履行した実績の場合は、当該設計共同体における出資比率が2社設計共同体のときは30%以上、3社設計共同体のときは20%以上、4社設計共同体のときは15%以上であり、その内容を証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

b 建設企業

建設企業については、単体又は複数の企業で組成するものとし、次の(a)から(d)までのすべての要件を満たさなければならない。

なお、複数の企業で建設業務にあたる場合、(c)及び(d)の要件については、建築一式工事を担当する建設企業のうち1者が満たせば良いものとする。

(a) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

(b) 本市入札参加資格又は本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事等入札参加資格のいずれかの資格を有する者であること。

(c) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値通知書（有効かつ最新なものとする。）における建築一式の総合評定値（P）が1,200点以上の者であること。

(d) 平成14年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書の申請までの間に完成した工事（工事を完遂したものに限り。）で、1,500㎡以上の無柱空間を有する屋内スポーツ施設の建築工事の元請の実績（新築又は改築に限り。）を有する者であること。なお、当該実績が他社と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が

2 社共同企業体のときは 30%以上、3 社共同企業体のときは 20%以上、4 社共同企業体のときは 15%以上であり、その内容を証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

c 工事監理企業

工事監理企業については、次の(a)から(c)までのすべての要件を満たさなければならない。

なお、複数の企業で工事監理業務にあたる場合、(c)の要件については、そのうち1者が満たせば良いものとする。

(a) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(b) 本市入札参加資格又は本市の特定調達契約案件に係る堺市建設工事等入札参加資格のいずれかの資格を有する者で、建築設計業務を希望業種にしていること。

(c) 平成 14 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請書の申請までの間に終了した工事監理業務（業務を完遂したものに限り。）で、1,500 m²以上の無柱空間を有する屋内スポーツ施設の工事監理の元請の実績（新築又は改築に限り。）を有する者であること。なお、当該実績が他社と共同で履行した実績の場合は、当該設計共同体における出資比率が 2 社設計共同体のときは 30%以上、3 社設計共同体のときは 20%以上、4 社設計共同体のときは 15%以上であり、その内容を証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限ることとする。

d 維持管理企業

維持管理企業については、次の(a)から(b)までのすべての要件を満たさなければならない。

なお、複数の企業で維持管理業務にあたる場合、(b)の要件については、そのうち1者が満たせば良いものとする。

(a) 維持管理業務の遂行において担当する業務に必要な資格（許認可、登録等）を取得していること。

(b) 平成 19 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請締切日までの間に受注した維持管理業務で、体育館、その他これらに類する用途を含む建築物について連続した複数年度の期間の維持管理実績を有する者であること。

e 運営企業

運営企業については、次の(a)から(b)までのすべての要件を満たさなければならない。

なお、複数の企業で運營業務にあたる場合、(b)の要件については、そのうち1者が満たせば良いものとする。

(a) 運營業務の遂行において担当する業務に必要となる資格（許認可、登録等）を取得していること。

(b) 平成 19 年 4 月 1 日から本事業の入札参加資格確認申請締切日までの間に受注した運營業務で、体育館、その他これらに類する用途を含む建築物について連続した複数年度の期間の運営実績を有する者であること。

3.3.3. 入札参加資格確認基準日等

a 入札参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、入札参加資格確認申請書締切日とする。

b 入札参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、応募グループの構成員、協力会社又は自主提案施設事業者のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合は、当該応募グループは入札に参加できない。

ただし、代表企業以外の構成員、協力会社又は自主提案施設事業者が入札参加資格を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できるものとする。

(a) 当該応募グループが、入札参加資格を欠いた構成員、協力会社又は自主提案施設事業者に代わって、入札参加資格を有する構成員、協力会社又は自主提案施設事業者を補充し、必要書類を提出したうえで、市が入札参加資格等を確認し、開札日までに、これを認めたとき。

(b) 入札参加資格を欠いた構成員、協力会社又は自主提案施設事業者が担当する業務に当たる者が複数である応募グループの場合で、当該構成員、協力会社又は自主提案施設事業者を除く構成員、協力会社及び自主提案施設事業者ですべての入札参加資格等を満たすことを、開札日までに、市が認めたとき。

c 開札日の翌日から落札者決定日までの間、応募グループの構成員、協力会社又は自主提案施設事業者が入札参加資格を欠くに至った場合は、市は当該応募グループを落札者決定のための審査対象から除外する。

ただし、代表企業以外の構成員、協力会社又は自主提案施設事業者が入札参加資格を欠くに至った場合は、次のときに限り、当該応募グループの入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

(a) 当該応募グループが、入札参加資格を欠いた構成員、協力会社又は自主提案施設事業者に代わって、入札参加資格を有する構成員、協力会社又は自主提案施設事業者を補充し、必要書類を提出したうえで、市が入札参加資格の確認並びに設立予定の PFI 事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。

なお、補充する構成員、協力会社又は自主提案施設事業者の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員、協力会社又は自主提案施設事業者が入札参加資格を欠いた日とする。

(b)入札参加資格を欠いた構成員、協力会社又は自主提案施設事業者が担当する業務に当たる者が複数である応募グループの場合で、当該構成員、協力会社又は自主提案施設事業者を除く構成員、協力会社及び自主提案施設事業者で、すべての入札参加資格等を満たし、かつ設立予定の PFI 事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

3.4. 入札手続き等

3.4.1. 入札説明書等の交付

市のホームページにおいて公表する。

URL: http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/sports/sports_shisetsu/ohamatatekae.html

3.4.2. 入札説明書等に関する質問（第一次）受付及び回答

(1) 質問の受付

入札説明書等に関する質問（第一次）の受付を、次の要領にて行う。

内 容	説 明
受付期間	平成 29 年 5 月 29 日（月）から 平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 5 時まで
受付方法	期間内に、電子メールによる送信のみ受け付ける。 ※土曜・日曜・祝日を除く 2 日以内に当該電子メールの受付確認の返信がない場合は、問合せ先に連絡すること。
質問及び意見・提案の様式	様式 1-1～様式 1-8「質問書」に記入のうえ、添付ファイルとして、下記アドレス宛に送信すること。
電子メールアドレス	sposetsu@city.sakai.lg.jp
電子メールの件名	【大浜質問】（事業者名）
問合せ先	堺市文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 電話：072-228-7567

(2) 質問（第一次）に対する回答

質問（第一次）に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が認めたものを除き、次の要領にて公表する。

回答	平成 29 年 6 月 16 日公表予定
----	----------------------

ホームページアドレス (URL)	http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/sports/sports_shisetsu/ohamatatekae.html
---------------------	---

3.4.3. 入札説明書等に関する質問（第二次）受付及び回答

(1) 質問の受付

入札説明書等に関する質問（第二次）の受付を、次の要領にて行う。

内 容	説 明
受付期間	平成 29 年 8 月 16 日（水）から 平成 29 年 8 月 22 日（火）午後 5 時まで
受付方法	期間内に、電子メールによる送信のみ受け付ける。 ※土曜・日曜・祝日を除く 2 日以内に当該電子メールの受付確認の返信がない場合は、問合せ先に連絡すること。
質問及び意見・提案の様式	様式 1-1～様式 1-8「質問書」に記入のうえ、添付ファイルとして、下記アドレス宛に送信すること。
電子メールアドレス	sposetsu@city.sakai.lg.jp
電子メールの件名	【大浜質問】（事業者名）
問合せ先	堺市文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 電話：072-228-7567

(2) 質問（第二次）に対する回答

質問（第二次）に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと市が認めたものを除き、次の要領にて公表する。

回答	平成 29 年 9 月 8 日公表予定
ホームページアドレス (URL)	http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/sports/sports_shisetsu/ohamatatekae.html

3.4.4. 入札説明書等に対する個別対話

本事業への入札参加希望者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加希望者の理解を深め、市の意図と入札参加希望者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、対面方式による対話を次の要領で行うことを予定している。

内 容	説 明
実施日	平成 29 年 7 月 14 日（金）※時間は申込状況に応じて決定
場所	堺市役所 (堺市堺区南瓦町 3 番 1 号)

内 容	説 明
対話項目	<p>以下のテーマについて対話を行う。</p> <p>①施設計画について</p> <p>②運営計画について</p> <p>③自主事業の計画について</p> <p>④自主提案施設事業の計画について</p> <p>⑤その他</p>
対話方法	<p>対話は、応募グループの提案内容の素案に基づき実施する。応募グループは、自らの提案内容の素案を提示した上で、対話項目に示した各テーマ別に確認事項を市に提示すること。なお、すべてのテーマについて確認事項や提案内容の素案の提示を義務付けるものではない。</p>
申込期間	<p>平成 29 年 7 月 5 日（水）から</p> <p>平成 29 年 7 月 7 日（金）午後 5 時まで</p>
申込方法	<p>期間内に、電子メールによる送信のみ受け付ける。</p> <p>※平成 29 年 7 月 10 日（月）午後 1 時までに当該電子メールの申込確認の返信がない場合は、問合せ先に連絡すること。</p>
申込書の様式	<p>様式 1-9-1「入札説明書等に対する個別対話参加申込書」、様式 1-9-2「個別対話における確認事項」及び対話項目に対する提案内容の素案（任意様式）を、添付ファイルとして、下記アドレス宛に送信すること。</p> <p>また、施設計画案を含む図面等の提案資料については、様式 1-9-1「入札説明書等に対する個別対話参加申込書」を添付し、紙に印刷したもの（3部）を申込期間内に持参又は「書留郵便」にて郵送すること。</p>
電子メールアドレス	<p>sposetsu@city.sakai.lg.jp</p>
電子メールの件名	<p>【大浜対話参加申込】（事業者名）</p>
問合せ先	<p>堺市文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課</p> <p>電話：072-228-7567</p>
注意事項	<p>(1) 対話への参加は、応募グループ単位とする</p> <p>(2) 参加人数は、1 応募グループ 10 名までとする。</p> <p>(3) 当日、入札説明書等の冊子は配付しないため、各自ホームページからダウンロードして持参のこと。</p> <p>(4) 同一応募グループが複数回参加することは不可とする。</p> <p>(5) 対話は、応募グループの提案内容の素案に基づき実施することから、可能な限り、図面や表等の提案内容がわかる資料を提示すること。なお、対話項目に対する提示の形式は定めず、様式集の様式を用いることも可能とする。</p> <p>(6) 対話の結果は、審査結果に影響を与えない。</p>

内 容	説 明
	<p>(7) 対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表する。ただし、参加企業等の名称及び企業ノウハウに係る内容は公表しない。また、公表に当たっては、事前に参加企業等に内容の確認を行う。</p> <p>(8) 市は、必要に応じて、追加の文書照会等を行うことがある。</p> <p>(9) 個別対話に参加しない者が入札に参加することは妨げない。</p>

3.4.5. 入札参加資格確認の手続き

(1) 入札参加表明書及び入札参加資格確認書類の提出

入札に参加しようとする代表企業は、入札参加表明書、総合評価一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書その他入札参加資格審査に必要となる書類を提出し、審査を受けなければならない。なお、提出する書類の詳細は、様式集を参照すること。

内 容	説 明
提出期間	平成 29 年 6 月 21 日（水）から 平成 29 年 6 月 23 日（金）午後 5 時まで（必着） 土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで ただし、郵送による場合は、平成 29 年 6 月 23 日（金）午後 5 時までに必着のこと。
提出方法	入札参加表明書等の提出は、持参又は郵送により行うものとし、電子メール又は FAX によるものは受け付けない。 また、郵送の場合は、「大浜体育館建替整備運営事業入札関係書類在中」と朱書きのうえ、書留により送付すること。
提出先	〒590-0078 堺市区南瓦町 3 番 1 号 堺市文化観光局スポーツ部スポーツ施設課（堺市役所高層館 6 階）

(2) 入札参加資格確認の通知

入札参加の確認結果は、平成 29 年 6 月 30 日（金）をめぐりに「総合評価一般競争入札参加資格確認結果通知書」として通知する。なお、当該資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(3) 入札参加資格がないとされた場合の取扱い

入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと判断された理由について、市に説明を求めることができる。その場合、平成 29 年 7 月 7 日（金）午後 5 時（必着）までに書面により、上記 3.4.5 に記載する提出先まで申し出ること（様式自由）。回答は文書により行い、平成 29 年 7 月 14 日（金）までに発送する。

3.4.6. 入札の方法等

(1) 入札の日時及び場所

入札参加資格の確認を受けた応募グループは、次のとおり、代表企業が持参又は郵送（書留郵便に限る）することにより、入札書類を提出すること。電送によるものは受け付けない。

内 容	説 明
入札日時	平成 29 年 10 月 20 日（金）午前 11 時 00 分 ただし、郵送による場合は、前々日までに必着のこと
入札場所	〒590-0078 堺市区南瓦町 3 番 1 号 堺市財政局契約部調達課（堺市役所本館 8 階） ただし、郵送による場合は、下記まで郵送すること。 〒590-0078 堺市区南瓦町 3 番 1 号 堺市文化観光局スポーツ部スポーツ施設課

(2) 入札書類等

a 入札書及び提案書

入札書類は、入札書及び事業提案書（正本。別冊の設計図書に関する提案書を含む。）各 1 部とする。入札書は、任意の封筒に入れ、表面には、「入札書」と記載し、裏面には、代表企業の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者名を記載したうえ、封印すること。

なお、事業提案書（副本。別冊の設計図書に関する提案書を含む。）30 部及び入札書類のデータを保存した電子媒体（DVD-R）1 部を、上記（1）の入札日時・入札場所に提出すること。

なお、入札書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。その他入札書類の具体的な内容は、様式集を参照のこと。

b 入札に伴う費用負担

提案書類の作成及び提出等の入札に要する費用は、全て応募者の負担とする。

c 入札保証金

免除する。

(3) 特定事業の選定の取消し

応募グループが無い場合等においては、市は特定事業の選定を取り消す場合があり、その旨は速やかに公表する。

(4) 入札価格の確認

入札書の入札価格の確認は、入札日時に、原則として応募グループの代表企業の代表者 1 名又はその代理人 1 名の立会いのうえ、行うものとする。なお、当該入札では、本事業に係る対価が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その応募グループは失格とする。この際、入札価格の確認の場で応募グループの入札価格の公表は行わ

ない。

なお、後日、入札に参加した応募グループ名及び企業名の公表を予定している。

内 容	説 明
開札日時	平成 29 年 10 月 20 日（金）午前 11 時 00 分
開札場所	〒590-0078 堺市区南瓦町 3 番 1 号 堺市財政局契約部調達課（堺市役所本館 8 階）

(5) 入札の辞退

入札参加資格の確認通知を受けた応募グループが入札を辞退する場合は、次のとおり入札辞退書を提出すること。

内 容	説 明
提出期限	平成 29 年 10 月 19 日（木）午後 5 時まで（必着）
提出場所	〒590-0078 堺市区南瓦町 3 番 1 号 堺市文化観光局スポーツ部スポーツ施設課（堺市役所高層館 6 階）
提出方法	持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

(6) 入札の無効

堺市契約規則第 22 条各号の規定に該当する入札のほか、総合評価一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(7) 入札書類の取扱い

a 著作権

市が提示した入札説明書等又はその他の図書等の著作権は市に帰属する。

応募グループから提出された提案書の著作権は、応募グループに帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者選定結果の公表に必要な範囲で、落札者以外の応募グループの提案書の一部を無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

また、契約に至らなかった提案は、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとする。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募グループが負うものとする。

(8) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取止め等の対処を図る場合がある。

3.4.7. 提案上限金額

PFI 事業の提案上限金額は、8,572,958 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。この価格を上回る提案は失格とする。

3.5. 落札者の決定方法等

3.5.1. 検討委員会

(1) 検討委員会の設置

市は、学識経験者等で構成する「堺市 P F I 事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。検討委員会を構成する委員は次のとおりである。

- 委員長 宮本 勝浩（関西大学・大阪府立大学 名誉教授）
- 委員 岩本 安昭（弁護士法人興和法律事務所 弁護士）
- 委員 加賀 有津子（大阪大学 大学院工学研究科 教授）
- 委員 橋寺 知子（関西大学 環境都市工学部 准教授）
- 委員 藤本 淳也（大阪体育大学 大学院スポーツ科学研究科スポーツマネジメント分野 教授）
- 委員 山本 章雄（大阪府立大学 特命副学長(地域連携・生涯学習担当) 高等教育推進機構 教授）
- 委員 湯本 規子（有限責任監査法人トーマツ 公認会計士）

なお、落札者が決定するまで、応募関係者が本事業に関して委員に接触することを禁じるものとし、接触の事実が認められた場合には、失格になることがあるものとする。

(2) 審査の方法

検討委員会は、落札者決定基準に従って審査を行う。

提案の審査にあたっては、提案内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(3) 審査の基準

審査基準については、落札者決定基準を参照すること。

3.5.2. 落札者の決定及び公表

市は、検討委員会の評価結果を踏まえて、落札者を決定する。

市が落札者を決定した場合には、全ての応募グループに対して当該応募グループの可否に

ついて、代表企業に文書で通知するとともに、落札者を決定した旨を市のホームページで公表する。なお、電話等による問い合わせには応じないものとする。

3.5.3. 落札者決定の取り消し

堺市契約規則第 22 条各号に定めるもののほか、総合評価一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札者決定は、取り消すものとする。

3.5.4. 選定結果の公表

市は、落札者決定後に、審査の経緯及び審査の結果を記載した選定結果を市ホームページにて公表する。

3.6. PFI 事業者との契約手続等

3.6.1. PFI 事業者との契約手続

(1) 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、市を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

(2) 契約手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

(3) 事業契約の締結

市は、事業契約書（案）に基づき、落札者との間で、平成 30 年 1 月下旬までに、仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、平成 30 年 3 月下旬を予定している。

3.6.2. 自主提案施設事業者との契約手続

市は、自主提案施設事業協定書（案）に基づき、自主提案施設事業者との間で、本契約の締結後速やかに自主提案施設事業協定を締結しなければならない。

3.6.3. 入札参加資格を欠くに至った場合の取扱い

落札者決定日の翌日から事業契約が成立するまでの間、落札者の構成員、協力会社又は自主提案施設事業者が入札参加資格を欠くに至った場合その他所定の条件に該当した場合は、市は落札者と PFI 事業に関する基本協定を締結せず、又は PFI 事業者と事業契約を締結しない場合がある。

ただし、代表企業以外の構成員、協力会社又は自主提案施設事業者が入札参加資格を欠くに至った場合は、次のときに限り、当該落札者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

a 当該落札者が、入札参加資格を欠いた構成員、協力会社又は自主提案施設事業者に代わって、入札参加資格を有する構成員、協力会社又は自主提案施設事業者を補充し、必要書類を提出したうえで、市が入札参加資格を確認し、PFI 事業者（設立予定のものを含む。）の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

なお、補充する構成員、協力会社又は自主提案施設事業者の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員、協力会社又は自主提案施設事業者が入札参加資格を欠いた日とする。

b 入札参加資格を欠いた構成員、協力会社又は自主提案施設事業者が担当する業務に当たる者が複数である落札者の場合で、当該構成員、協力会社又は自主提案施設事業者を除く構成員、協力会社及び自主提案施設事業者で、すべての入札参加資格等を満たし、かつ PFI 事業者（設立予定のものを含む。）の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

3.6.4. PFI 事業者となる特別目的会社（SPC）の設立等の要件

落札者は、PFI 事業を実施するため、事業契約の仮契約の締結前までに、「会社法」に定める株式会社として、PFI 事業者となる特別目的会社（SPC）を堺市内に設立するものとする。

落札者の全ての構成員は、PFI 事業者となる特別目的会社（SPC）に対して出資を行うものとする。

PFI 事業者となる特別目的会社（SPC）への出資者が有する議決権の割合は、代表企業の議決権割合が最大となるものとし、構成員全体の有する議決権の割合は、全議決権の2分の1を超えるものとする。

なお、すべての構成員は、事業契約が終了するまで PFI 事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

3.6.5. 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業に関する契約及び契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、市と PFI 事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、各契約に規定する具体的措置に従うものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、大阪地方裁判所堺支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

4. 特定事業の実施に関する事項

4.1. PFI 事業者の権利義務に関する事項

4.1.1. PFI 事業者の事業契約上の地位の譲渡等

PFI 事業者は、市の事前の承諾がある場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

4.1.2. PFI 事業者が有する債権の譲渡、質権設定及び担保提供

PFI 事業者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

4.2. リスク分担の基本的な考え方

本事業は、最も適切かつ低廉にリスクを管理することのできる主体がリスクを負担することにより、事業の効率及び効果を最大化することを目指している。PFI 事業者の担当する業務については、PFI 事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。

ただし、PFI 事業者が適切に管理することができないと認められるリスクについては、市がその全て又は一部を負担するものとし、詳細は事業契約書（案）のとおりとする。

4.3. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

4.3.1. PFI 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市は、PFI 事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。PFI 事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は契約を解除することができるものとする。詳細は、事業契約書のとおりとする。

4.3.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

4.4. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

4.4.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

PFI 事業者が PFI 事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

4.4.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI 事業者が PFI 事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を PFI 事業者が受けることができるよう努める。

4.4.3. その他の支援に関する事項

市は、PFI 事業者が PFI 事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

4.5. 市による事業の実施状況のモニタリング

4.5.1. モニタリングの目的

市は、PFI 事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか確認するために、監視、測定、評価等のモニタリングを行う。

4.5.2. モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、事業契約書（案）を参照すること。

4.6. 議会の議決

市は、本事業の入札公告までに、議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。
PFI 事業契約の締結、指定管理者の指定及び堺市立体育館条例等の改正に関しては、平成 30 年第 1 回市議会定例会に上程し、議決を得る予定である。

4.7. 問合せ先

担当	堺市文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課
住所	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所高層館 6 階
電話/FAX	072 - 228 - 7567 / 072 - 228 - 7454
E-mail	sposetsu@city.sakai.lg.jp
URL	http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/sports/sports_shisetsu/ohamatatekae.html